④　下記に記載する業務においていずれか１件以上の実績（再委託による業務の実績を含まない）を有すること。ただし設計共同体での実績は、出資比率が50％以上のものに限る。

・平成23年度以降において受注し完了した、ＲＣ造又はＳＲＣ造地上６階建て以上かつ、延床面積3,000㎡以上の共同住宅の建築実施設計業務

※共同住宅は「告示98号別添２建築物の類型六共同住宅」をいう。

※実施設計業務には工事費算定設計業務も含むものとするが、調査業務は含まないものとする。

・平成23年度以降において受注し完了した延床面積2,000㎡以上の建築物のＢＩＭを活用した実施設計業務

※受注者の任意で作成したものも含む。（ＢＩＭデータは、Ｓ３（設計ＢＩＭワークフローガイドライン建築設計三会（第１版）建築設計三会設計ＢＩＭワークフロー検討委員会）のＢＩＭモデル（形状と情報の属性）、２Ｄ加筆情報程度。）

※実施設計業務の完了とは、成果物（設計図書）の発注者（注文者）への納品完了をいう。（ＢＩＭデータでの納品の有無は問わない。）

⑤　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ＨＰ→「入札・契約情報」→「入札心得・契約関係規程」→「入札関連様式・標準契約書」→「当機構で使用する標準契約書等について」→「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）

⑵　設計共同体　⑴（但し、④は除く。）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和３年12月24日付け東日本賃貸住宅本部長公示）に示すところにより、東日本賃貸住宅本部長から当業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているもののうち、設計共同体の代表者にあっては、⑴④、その他の構成員においては以下のａからｅまでのいずれかの実績を有すること。

ａ　建築　上記⑴④に掲げる実績

ｂ　機械　平成23年度以降において受注し完了した、ＲＣ造又はＳＲＣ造地上６階建て以上かつ、延床面積3,000㎡以上の共同住宅の機械実施設計業務　※１

ｃ　電気　平成23年度以降において受注し完了した、ＲＣ造又はＳＲＣ造地上６階建て以上かつ、延床面積3,000㎡以上の共同住宅の電気実施設計業務　※１

ｄ　土木　平成23年度以降において受注し完了した共同住宅（※２）における土木工事に係る土木設計業務　※３

ｅ　造園　平成23年度以降において受注し完了した共同住宅（※２）における造園工事に係る造園設計業務　※３

※１　実施設計業務には工事費算定設計業務も含むが、調査業務は除く。

※２　共同住宅とはＲＣ造又はＳＲＣ造のものをいい、単身向け・社宅及びリゾートマンション等を除く。

※３　新築に係る基本設計、実施設計もしくはそれらに類する業務（調査・基本検討業務を除く）

⑶　配置予定技術者　以下の①から⑨に掲げる要件を満たす技術者を当該業務に配置できること。

①　管理技術者は一級建築士の資格を有し、実務経験13年以上かつ上記⑴④に示す業務の内いずれかの実績を有するものであること。（再委託による技術者の配置および再委託での実績のいずれも不可とする。）

②　意匠主任技術者は一級建築士の資格を有し、実務経験８年以上かつ上記⑴④に示す業務の内いずれかの実績を有するものであること。（再委託による技術者の配置および再委託での実績のいずれも不可とする。）

③　構造主任技術者は構造設計一級建築士の資格を有し、実務経験８年以上かつ上記⑴④に示す業務のうちいずれかの実績を有するものであること。（再委託による技術者の配置および再委託での実績のいずれも可とする。）

④　機械主任技術者は設備設計一級建築士もしくは建築設備士、技術士（機械部門または衛生工学部門）いずれかの資格を有するものであること。（再委託による技術者の配置は可とする。）

⑤　電気主任技術者は設備設計一級建築士もしくは建築設備士、技術士（電気電子部門）いずれかの資格を有するものであること。（再委託による技術者の配置は可とする。）

⑥　土木、造園の主任技術者については、申請段階で配置できなくても可とするが、契約後、仕様書に記載の主任技術者を速やかに配置すること。（再委託可）

⑦　管理技術者は主任技術者を、また各主任技術者は他の分野の主任技術者を兼任できない。

⑧　参加表明書に記載された管理技術者、主任技術者及び担当技術者については、変更を認めない。ただし、変更の理由及び変更予定者について、当機構が認めた場合はこの限りではない。

⑨　予定技術者の雇用関係　配置予定の管理技術者、意匠担当の主任技術者は、申請書及び資料の提出期限日時点において当該業者と恒常的な雇用関係があること。なお、雇用関係がないことが判明した場合は、虚偽の記載として取り扱う。

３　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況

⑵　専門分野別の技術職員の状況

⑶　同種業務の実績

⑷　配置予定の技術者の資格、同種業務の実績

⑸　当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

４　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　提出者の業務経歴等　建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況、同種又は類似の業務の実績及び専門分野別の技術職員の状況

⑵　技術職員の経験及び能力　配置予定の技術者の資格、同種業務の実績

⑶　業務実施方針及び手法　説明書の理解度、取り組み体制、スケジュール管理

５　手続等

⑴　担当本部等　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部首都圏入札課　電話03―5323―4322

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間　令和３年12月24日から令和４年４月１日まで

交付場所　当機構ホームページからのダウンロードにより交付する

⑶　参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限　令和４年１月28日16時00分まで

提出場所　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー18階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　設計部　企画課　電話03―5323―4909

提出方法　内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。なお、提出予定日の２営業日前までに、提出場所にその日時について連絡するものとする。

⑷　技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限　令和４年４月４日16時00分まで

提出場所及び提出方法　⑶に同じ。

６　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　契約書作成の要否　要

⑷　関連情報を入手するための照会窓口　５⑴に同じ。

⑸　２⑴②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業又は２⑵に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提